

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,967	1,950	17	0.9
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,967	1,950	17	0.9

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	4,771	2,973	1,798	60.5
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	4,771	2,973	1,798	60.5

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	1,967	1,950	17
(内訳) 指定金融機関への貸付け	1,967	1,950	17

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	1,967	1,950	17
(財源) 財政投融资	1,967	1,950	17
財政融資	1,967	1,950	17
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	—	—	—
一般会計出資金	0	1	△1
一般会計補助金	1	1	0
エネルギー特別会計補助金	6	1	5
貸付回収金	169	193	△24
借入金償還	△169	△193	24
その他	△7	△3	△4

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

【特定事業促進円滑化業務（平成22年8月16日開始）】

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「低炭素投資促進法」という。）」により、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するもの（以下「特定事業」という。）を事業者が実施するために必要な資金を、銀行その他の政令で定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができるとされている。

これは、「特定事業は、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である大規模かつ中長期の安定的資金を要する事業」（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【事業再編促進円滑化業務（平成26年1月20日開始）】

「産業競争力強化法」により、公庫は、産業競争力強化の観点から、事業再編を事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができるとされている。

これは、「事業者が戦略的な事業再編を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業再編の実施に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【事業適応促進円滑化業務（令和3年8月2日開始）】

「産業競争力強化法」の改正により、公庫は、経済社会環境の変化に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラルといった事業適応の取組みを事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付け及び利子補給金の支給（カーボンニュートラルの取組みに限る。）を行うことができるとされている。

これは、「事業者が戦略的な事業適応を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業適応の実施に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【開発供給等促進円滑化業務（令和2年8月31日開始）】

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」により、公庫は、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用

システムの開発供給又は導入を事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に対して「民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【事業基盤強化促進円滑化業務（令和3年8月24日開始）】

「造船法」の改正により、公庫は、生産性向上の促進等による事業基盤強化の取組みを造船等事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「事業基盤強化のために必要な資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業基盤強化の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【導入促進円滑化業務（令和3年8月24日開始）】

「海上運送法」の改正により、公庫は、安全・環境性能等の一定の性能を有した高品質な船舶である特定船舶の導入を事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「特定船舶の導入のために必要な資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（特定船舶の導入の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

前1. のとおり、当業務では、カーボンニュートラルの実現や、産業の新陳代謝の促進、特定高度情報通信技術活用システムの普及、造船業・海運業の競争基盤強化といった特に政策性の高い分野において、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を、公庫が指定金融機関に対して補完的に供給することで、民間では担えないリスクを分担している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

該当なし。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和2年度については、財政投融資計画700億円に対して、実績はなかった。特定事業促進円滑化業務については、新たな設備投資への資金需要にはつながらな

かった。事業再編促進円滑化業務については、事業再編を行う企業に対する税制優遇の支援措置が講じられている中、認定計画の件数は毎年着実に積み上がっているところ。具体的な資金需要の相談も出てきてはいたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による状況変化で、計画の再検討が余儀なくされ、申請の見通しが立たなかった結果、案件組成までには至らなかった。また、開発供給等促進円滑化業務についても、計画の認定はあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により大規模なローカル5Gシステムの開発供給等及び導入に係る検討が後ろ倒しになっていることなどから、新たな資金需要にはつながらなかった。以上のことから、財政投融资としては700億円の運用残が生じた。

令和4年度については、具体的に見込まれる資金需要を勘案し、事業者への円滑な資金供給に支障をきたすことがないよう、1,967億円（全額財政融資資金）を要求している。

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	30年度	元年度	2年度
運用残額	700億円	400億円	700億円
運用残率	100.0%	28.6%	100.0%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

① 要求内容

公庫が行う特定事業等促進円滑化業務は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う事業者、産業競争力の強化に資する事業再編又は事業適応を行う事業者、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を行う事業者、生産性向上等の取組みを行う造船等事業者及び高性能、高品質な特定船舶を導入する船舶運航事業者等への資金供給の円滑化を図るものである。

② 記載箇所

- ・カーボンニュートラル実現に向けた日本の戦略の世界に向けた発信や先端的研究機関間の協力促進、イノベーションの実現やトランジションを支える資金の呼び込みに向けた環境整備を進めるとともに、水素、カーボンリサイクル、化石燃料の脱炭素化に関する国際的な議論や協力をリードする。
(成長戦略フォローアップ)
- ・ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション(DX)に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。
(経済財政運営と改革の基本方針2021)
- ・安全・安心な5Gの情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を推進する。今後の産業用途への拡大に必要な多数同時接続や超低遅延の機能が強化された5G(ポスト5G)、さらには6G(ビヨンド5G)の技術開発を推進する。
(成長戦略実行計画)
- ・海運業・造船業、洋上風力産業等我が国海洋産業の国際競争力強化のため、造船所におけるDX、船用工業を含めたサプライチェーン横断的な企業間連携・協業等の事業再編等による造船業の生産性向上等を図る。
(成長戦略フォローアップ)

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務））

1. 政策的必要性

（1）事業概要

特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務は、指定金融機関に対して長期の資金供給等を行うことを目的とする。

（2）施策のメニュー

（ツーステップ・ローン）

財政融資資金の借入れにより調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするものである。

（利子補給）

指定金融機関が行う貸付けに係る金利を政策的に低減するため、指定金融機関に対し利子補給金の給付をするものである。

（3）規模の必要性

事業者の資金需要を見据えた円滑な資金供給に、支障をきたすことのないよう、令和4年度の事業規模については、1,967億円を要求している。

2. 民業補完性

【特定事業促進円滑化業務】

特定事業促進円滑化業務は、事業者が特定事業を実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、低炭素投資促進法により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給することが認められたものである。

【事業再編促進円滑化業務】

事業再編促進円滑化業務は、事業者が事業再編を実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、産業競争力強化法により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給することが認められたものである。

【事業適応促進円滑化業務】

事業適応促進円滑化業務は、事業者が事業適応を実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、産業競争力強化法の改正により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給すること等が認められたものである。

【開発供給等促進円滑化業務】

開発供給等促進円滑化業務は、事業者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だ

けでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給することが認められたものである。

【事業基盤強化促進円滑化業務】

事業基盤強化促進円滑化業務は、造船等事業者の事業基盤強化の取組みを実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、造船法の改正により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給することが認められたものである。

【導入促進円滑化業務】

導入促進円滑化業務は、船舶運航事業者等が特定船舶の導入を実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、海上運送法の改正により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給することが認められたものである。

したがって、特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務とも、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難な長期資金を、公庫が指定金融機関に対して補完的に供給するものであり、「民間では担えないリスクの負担」をするものとして、民業補完性は認められる。

3. 有効性

指定金融機関に長期の資金を供給すること等によって、指定金融機関は円滑な資金供給を行うことが可能となる。

4. その他

(1) 資金調達手段の適正性

当該政策目的を円滑に遂行し、かつ政策金融改革の趣旨等を踏まえて、資金調達手段は安定的かつ低コストなものとする必要があり、財政融資が必要である。

(2) 財務の健全性への影響（財政投融资資金の償還確実性）

指定金融機関には、必要な資金を供給する特定事業促進業務、事業再編促進業務、事業適応促進業務、開発供給等促進業務、事業基盤強化促進業務又は導入促進業務を適正かつ確実に実施することが求められる。これらの業務は特に政策上の措置を受けて行う業務であることから、指定金融機関によって長期にわたり適切かつ安定的な資金管理等が行われるよう指定基準が定められている。

また、指定金融機関の信用リスクについては、低炭素投資促進法、産業競争力強化法、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律、造船法及び海上運送法において、主務大臣は指定金融機関に対する検査・監督権限を有していることから、その適切な行使によって指定金融機関の健全性をチェックすることができるため、償還確実性は担保されている。

2 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

1. 決算についての総合的な評価

○損益計算書の状況

指定金融機関への貸付実績はなかった。資金運用収益（貸出金利息）は140百万円となり、政府補給金収入等を加え経常収益は216百万円となった。

一方で、資金調達費用（借用金利息）は140百万円となり、営業経費86百万円を加え経常費用は227百万円となった。

この結果、経常損失及び当期純損失は11百万円となった。

○貸借対照表の状況

指定金融機関に対する貸出金121,647百万円が資産の大部分を占め、相応の資金を借用金により調達した。

純資産は、当期純損失11百万円の計上により、177百万円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○ 資 産	1 2 1, 9 7 2	百万円
○ 負 債	1 2 1, 7 9 4	百万円
○ 純資産	1 7 7	百万円

(2) 費用・収益の状況

○ 費 用	2 2 7	百万円
○ 収 益	2 1 6	百万円